

次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人聖婢姉妹会

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい
雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

● 目標（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

職員一人当たりの有給休暇取得日数を、年間平均10日以上にする。

● 取組内容と実施時期

有給休暇の取得を促進する取組を実施する

■ 令和4年4月～

職員の毎月の有給取得率をデータ化し、各事業所に情報提供する

■ 令和5年4月～

各事業所ごとの有給取得率を管理職会議等で周知し、事業所間の共有を図る

■ 令和5年8月～

全職員向けに効果的な有給取得についての情報発信を実施する。

■ 令和6年以降

毎年度、各事業所における有給取得率を収集分析して改善状況を確認し、
必要な施策を検討実施していく

3. 女性の活躍に関する情報

- ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合100% （令和2年度）
- ・ 男女の平均継続勤続年数の差異 女性 11.2年 男性 12.3年(令和3年3月)
- ・ 管理職に占める女性労働者の割合 80% （令和3年3月）